

受注激減により人員削減をしたところ、受注が増えたために急遽従業員を採用したり派遣労働者を受け入れる企業が増えています。しかし、当座の対応であるため、十分な教育をしないまま即現場で実践してもらうようなケースが多々見受けられます。

一方採用される労働者や派遣労働者の方も、やむを得ず未経験の職場で働く場合も多いようで、労災事故の危険性が高まっています。

労働安全衛生法では雇入れ時の安全教育を義務付けています。こうした状況の時ほど、雇入れ時の安全教育の重要性を再認識していただきたいものです。

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

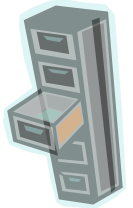
労働安全衛生法 第59条

### ★雇入れ時に行う必要がある安全衛生教育

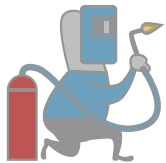
- ①機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱方法
- ②安全装置、有害物抑制装置・保護具の性能・取扱方法
- ③作業手順
- ④作業開始時の点検
- ⑤業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- ⑥整理、整頓・清潔の保持
- ⑦事故時等における応急措置・退避
- ⑧その他 業務に関する安全・衛生のために必要な事項

入社後直ちに！  
アルバイトでも！

事務関係の労働者については、①から④までの事項についての教育は省略することができます



十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、教育を省略することができます



安全衛生教育は原則として所定労働時間内に行い、費用は事業者が負担しなければなりません。



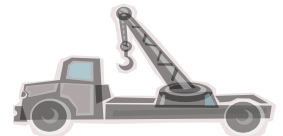
また、下記のような作業に従事させる場合には**特別教育**が必要です。以前に教育を受講している場合は必要はありませんが、必ず受講修了書を提出させ確認して下さい。

### 特別教育が必要な作業 (一部抜粋)

- ①研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務
- ②動力により駆動される**プレス機械**の金型、**シヤ**の刃部又はプレス機械若しくはシヤの安全装置若しくは安全囲いの取付け、取外し又は調整の業務
- ③**アーク溶接機**を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務
- ④最大荷重**1 t未満**の**フォークリフト**の運転の業務
- ⑤つり上げ荷重が**1 t未満**の**クレーン**、移動式クレーン又はデリックの**玉掛け**の業務 他 44種あり

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生法 第59条



安全衛生教育等は、必ずしも自社で行う必要はありませんが、その場合は安全衛生関係団体等が開催する講習会や研修等の場に積極的に労働者を参加させることが重要です。

又免許や技能講習が必要な業務もあります。詳しくは弊事務所までお尋ね下さい。